

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則	54
道警察本部告示		
○初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程	..	54
○特定調達契約に係る落札者等の公示	54
道警察方面本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告	55

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (総務部総務課)	41
○危険薬物の指定 (医務薬務課)	42
○土地改良区の定款の変更の認可 (農業施設管理課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 (治山課)	42
○森林法による通知に代える公示 (治山課)	42
○土砂災害警戒区域の指定 (維持管理防災課)	42
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (維持管理防災課)	43
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (建設管理課)	43
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (経理課)	44
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件) (議会事務局総務課)	44

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	45
○特定調達契約に係る入札の公告	45

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	46
○特定調達契約に係る資格に関する公示	47
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)	47
○特定調達契約に係る入札の公告の廃止	50

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	50
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	50
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	50
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	53
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	53

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	53
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	..	53

告 示

北海道告示第837号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式
 - (1) 除雪ドーザ(9トン(1.5m³)級以上 汎用プラウ)(1時間当たりの単価) 377時間
 - (2) ダンプトラック(10トン級 排雪用差し枠)(1時間当たりの単価) 665時間
 - (3) ホイールローダ(0.5m³級以上 スノーバケット付き)(1時間当たりの単価) 187時間
 - (4) バックホウ(ホイール型0.45m³級以上 スノーバケット付)(1時間当たりの単価) 133時間
 - (5) ロータリー除雪機(10PS以上)(1時間当たりの単価) 131時間
 - (6) 除雪作業員(1時間当たりの単価) 741時間
- 2 落札者を決定した日
令和元年11月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社佐野重機
 - (2) 住 所 札幌市西区発寒5条5丁目3番12号
- 4 落札金額
 - (1) 15,000円
 - (2) 7,000円
 - (3) 4,000円
 - (4) 7,000円
 - (5) 2,000円
 - (6) 1,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年10月1日付け北海道告示第646号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第838号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和元年12月21日から施行する。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 メチル＝2－[1－（5－フルオロベンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－フェニルプロパノアート及びその塩類
- 2 2－（ブチルアミノ）－1－（4－クロロフェニル）プロパン－1－オン及びその塩類
- 3 3－[1－（エチルアミノ）シクロヘキシル]フェノール及びその塩類

北海道告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年12月10日、芦別市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第840号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第841号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第797号
- 2 所在が不明な者 松浦 ミエ

北海道告示第843号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
泊川（2－11－134）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大潤川（I-24-0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第844号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
見市川7号沢（I-24-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石大谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
薬師の沢川（I-24-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
泊川漁港の沢川（I-24-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石泊川1（I-2-482-1520）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石泊川2（I-2-483-1521）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第845号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和元年度（2019年度）北海道土木工事設計積算電算システムASPサービス提供業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和元年11月13日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社HBA
- (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額
280,500,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第846号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和2年1月12日から施行する。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 2 収納代理金融機関の項あすか信用組合の事項中「仙台市」を「東京都」に改める。
- 2 2 収納代理金融機関の項北海道信用農業協同組合連合会の事項取扱店舗の欄中「同」を「道内に所在する店舗（代理店を含む。）」に改め、同項札幌市農業協同組合の事項取扱店舗の欄中「同」を「道内に所在する店舗」に改める。
- 3 2 収納代理金融機関の項新冠町農業協同組合の事項、しずない農業協同組合の事項及びひだか東農業協同組合の事項を削る。

北海道告示第847号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
円卓ほか全8点の製造
- 2 落札を決定した日
令和元年11月22日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額
70,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和元年10月11日付け北海道告示第677号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道議会事務局総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西6丁目

北海道告示第848号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道議会セキュリティ機器の賃貸借契約 一式
- 2 落札を決定した日
令和元年11月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 三洋ビジネスマシン株式会社
 - (2) 住所 札幌市中央区南1条西16丁目1番地13
- 4 落札金額
224,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年10月11日付け北海道告示第676号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道議会事務局総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西6丁目

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道立衛生研究所長 立花理彦

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和元年12月20日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生研究所ほか電力需給契約

(2) 資 格 北海道立衛生研究所ほか電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が500kW以上の電力供給実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和元年12月20日（金）から令和2年1

月9日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

(2) 所 在 地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

(3) 電 話 番 号 011-747-2709

北海道立衛生研究所告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道立衛生研究所長 立花理彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 北海道立衛生研究所ほか電力需給契約
高圧電力（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）

イ 数 量

(ア) 予定契約電力 730 kW

(イ) 予定使用電力量 3,205,600 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 北海道立衛生研究所

イ 北海道原子力環境センター札幌分室

ウ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場

エ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター

オ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道立衛生研究所告示第9号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所会議室（送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ）

(2) 入札日時 令和2年1月31日（金）午前10時（送付による場合は、同月30日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

ウ 電話番号 011-747-2709

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido institute of Public Health Contract type : High voltage power (standard)

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 730 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 3,205,600 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 31, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 30, 2020)

C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan

Phone : 011-747-2709

道教育庁教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月20日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 落札に係る物品等の名称

パーソナルコンピュータの購入 5台

2 落札を決定した日

令和元年12月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社道南事務機器
- (2) 住所 室蘭市寿町1丁目16番3号

4 落札金額
485,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和元年11月15日付け北海道教育庁胆振教育局告示第16号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和元年12月20日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資格 渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の

契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和元年12月20日（金）から令和2年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

渡島管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	21校	1,381 kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	21校	3,291,214 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。ただし、八雲養護学校については、令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道教育庁渡島教育局告示第36号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年2月6日（木）午前10時（送付による場合は、同月5日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号041-8557 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電話番号 0138-47-9029

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,381 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,291,214 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 6, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 5, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁オホーツク教育局告示第51号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊賀 治 康

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 パーソナルコンピュータの購入 一式 4台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月31日(火)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和元年12月20日(金)から令和2年1月10日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援

- 室)
- (2) 入札日時 令和2年1月17日(金)午前10時(送付による場合は、同月16日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成31年2月22日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第5号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 また、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0785
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 4
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 17, 2020
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 16, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁釧路教育局告示第14号

令和元年北海道教育庁釧路教育局告示第13号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。

令和元年12月20日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1390

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

「空港戦略推進監

別表第1アの表本庁の項中「空港戦略推進監」を 東京オリンピック連携推進 監 に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1391

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の107以上100分の185」を「100分の109.5以上100分の190」に、「100分の131以上100分の225」を「100分の133.5以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の99以上100分の107」を「100分の101.5以上100分の109.5」に、「100分の120以上100分の131」を「100分の122.5以上100分の133.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の93.5」に、「100分の111」を「100分の113.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1392

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表9級の部中「空港戦略推進監」の次に「東京オリンピック連携推進監」を加える。

	「 <u>22</u> 」	「 <u>21</u> 」	「 <u>25</u> 」	「 <u>24</u> 」	
	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	
	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	
	<u>23</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	
別表第7ウの表2級の欄中	<u>23</u>	を <u>22</u>	に、	<u>26</u>	を <u>24</u>
	<u>23</u>	<u>23</u>		<u>26</u>	<u>25</u>
	<u>24</u>	<u>23</u>		<u>26</u>	<u>25</u>
	<u>24</u>	<u>23</u>		<u>27</u>	<u>26</u>
	<u>24</u>	<u>23</u>		<u>27</u>	<u>26</u>

	「 <u>29</u> 」	「 <u>28</u> 」	「 <u>33</u> 」	「 <u>31</u> 」	
	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>34</u>	<u>32</u>	
	<u>30</u>	<u>29</u>	<u>34</u>	<u>32</u>	
	<u>30</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>33</u>	
同表3級の欄中	<u>31</u>	を <u>30</u>	に、	<u>35</u>	を <u>33</u>
	<u>31</u>	<u>30</u>		<u>36</u>	<u>34</u>
	<u>32</u>	<u>30</u>		<u>36</u>	<u>34</u>
	<u>32</u>	<u>31</u>		<u>37</u>	<u>35</u>
	<u>33</u>	<u>31</u>			
	「 <u>42</u> 」	「 <u>41</u> 」			

別表第7エの表2級の欄中

	<u>43</u>	<u>42</u>
	<u>44</u>	<u>42</u>
	<u>45</u>	<u>43</u>
	<u>45</u>	<u>43</u>
	<u>46</u>	<u>44</u>
	<u>46</u>	<u>44</u>
	<u>47</u>	<u>45</u>
	<u>47</u>	<u>46</u>
	<u>48</u>	<u>47</u>

を に改める。

別表第7オの表2級の欄中

	<u>62</u>	<u>61</u>		<u>67</u>	<u>66</u>
	<u>62</u>	<u>62</u>		<u>67</u>	<u>66</u>
<u>46</u>	<u>45</u>	<u>63</u>	<u>62</u>	<u>67</u>	<u>66</u>
<u>46</u>	<u>46</u>	<u>63</u>	<u>62</u>	<u>67</u>	<u>66</u>
<u>47</u>	<u>46</u>	<u>64</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>66</u>
<u>47</u>	<u>46</u>	<u>64</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>48</u>	<u>47</u>	<u>65</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>48</u>	<u>47</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>49</u>	<u>47</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>67</u>
<u>49</u>	<u>48</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>67</u>
<u>50</u>	<u>48</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>67</u>
<u>50</u>	<u>48</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>67</u>
<u>51</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>51</u>	<u>50</u>	<u>66</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>52</u>	<u>51</u>	<u>66</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
		<u>66</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>68</u>
		<u>66</u>	<u>65</u>		<u>68</u>

を に、 を に、 を に改める。

別表第7カの表2級の欄中

	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>58</u>	<u>57</u>
	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>58</u>	<u>58</u>
<u>38</u>	<u>37</u>	<u>48</u>	<u>46</u>	<u>59</u>
<u>39</u>	<u>38</u>	<u>49</u>	<u>47</u>	<u>59</u>
<u>40</u>	<u>38</u>	<u>50</u>	<u>47</u>	<u>60</u>
			<u>59</u>	<u>59</u>

<u>41</u>	<u>39</u>	<u>51</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>59</u>
<u>41</u>	<u>39</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>61</u>	<u>59</u>
<u>42</u>	<u>40</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>61</u>	<u>60</u>
<u>42</u>	<u>40</u>	<u>53</u>	<u>50</u>	<u>61</u>	<u>60</u>
<u>43</u>	<u>41</u>	<u>54</u>	<u>51</u>	<u>62</u>	<u>60</u>
<u>43</u>	<u>42</u>	<u>54</u>	<u>52</u>	<u>62</u>	<u>61</u>
<u>44</u>	<u>43</u>	<u>55</u>	<u>53</u>	<u>62</u>	<u>61</u>
		<u>55</u>	<u>54</u>	<u>63</u>	<u>62</u>
		<u>56</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>62</u>

を に、 を に、 を に改め、

	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>28</u>
	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>28</u>
	<u>27</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>28</u>
<u>27</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>31</u>	<u>29</u>
<u>28</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>30</u>
<u>28</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>32</u>	<u>31</u>
<u>29</u>	<u>27</u>			

同表3級の欄中 を に、 を に改める。

別表第7キの表2級の欄中

<u>26</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>28</u>	<u>31</u>	<u>30</u>
<u>27</u>	<u>26</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>28</u>	<u>26</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>28</u>	<u>27</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>28</u>	<u>27</u>	<u>30</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>31</u>

を に、 を に、 を に改める。

	<u>42</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>44</u>
	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>45</u>	<u>44</u>
	<u>43</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>44</u>
<u>43</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>45</u>
<u>44</u>	<u>43</u>	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>45</u>
<u>44</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>46</u>
<u>45</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>46</u>

別表第7クの表2級の欄中 を に、 を に改める。

別表第7の2イの表1級の欄中

<u>58</u>	<u>59</u>
-----------	-----------

「 $\frac{13}{13}$ 」を「 $\frac{13}{14}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{59}{60}$ を「 $\frac{60}{60}$ 」に改める。
 $\frac{61}{62}$ を「 $\frac{61}{63}$ 」に改める。

別表第7の2ウの表1級の欄中

「 $\frac{51}{54}$ 」を「 $\frac{52}{56}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{57}{60}$ を「 $\frac{60}{64}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{63}{66}$ を「 $\frac{66}{68}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{52}{54}$ を「 $\frac{53}{56}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{58}{60}$ を「 $\frac{62}{64}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{62}{64}$ を「 $\frac{66}{68}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{66}{68}$ を「 $\frac{69}{69}$ 」に改め、同表2級の欄中

別表第7の2エの表1級の欄中

「 $\frac{73}{74}$ 」を「 $\frac{74}{76}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{75}{76}$ を「 $\frac{78}{80}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{78}{80}$ を「 $\frac{81}{82}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{82}{82}$ を「 $\frac{83}{83}$ 」に改め、同表2級の欄中

「 $\frac{38}{38}$ 」を「 $\frac{39}{39}$ 」に、「 $\frac{43}{44}$ 」を「 $\frac{44}{45}$ 」に、「 $\frac{48}{49}$ 」を「 $\frac{49}{50}$ 」に改める。
 $\frac{50}{51}$ を「 $\frac{51}{52}$ 」に改める。

別表第7の2オの表1級の欄中

「 $\frac{58}{60}$ 」を「 $\frac{59}{62}$ 」に、「 $\frac{62}{64}$ 」を「 $\frac{65}{68}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{90}{92}$ を「 $\frac{91}{94}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{94}{96}$ を「 $\frac{97}{100}$ 」に改め、同表2級の欄中

$\frac{66}{68}$ を「 $\frac{69}{70}$ 」に、「 $\frac{70}{71}$ 」を「 $\frac{71}{71}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{103}{110}$ を「 $\frac{107}{114}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{117}{124}$ を「 $\frac{121}{125}$ 」に改め、同表2級の欄中

「 $\frac{50}{50}$ 」を「 $\frac{51}{51}$ 」に、「 $\frac{55}{56}$ 」を「 $\frac{56}{57}$ 」に、「 $\frac{60}{61}$ 」を「 $\frac{62}{63}$ 」に改める。
 $\frac{62}{63}$ を「 $\frac{63}{64}$ 」に改める。

別表第7の2カの表1級の欄中

「 $\frac{77}{78}$ 」を「 $\frac{78}{80}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{79}{80}$ を「 $\frac{82}{84}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{82}{84}$ を「 $\frac{85}{86}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{86}{86}$ を「 $\frac{87}{87}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{88}{89}$ を「 $\frac{88}{90}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{90}{90}$ を「 $\frac{92}{92}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{91}{92}$ を「 $\frac{93}{94}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{94}{96}$ を「 $\frac{97}{98}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{99}{100}$ を「 $\frac{101}{102}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{102}{102}$ を「 $\frac{103}{103}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{106}{108}$ を「 $\frac{107}{110}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{110}{112}$ を「 $\frac{113}{116}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{115}{118}$ を「 $\frac{118}{120}$ 」に改め、同表2級の欄中

同表2級の欄中
 $\frac{66}{70}$ を「 $\frac{67}{73}$ 」に、「 $\frac{74}{76}$ 」を「 $\frac{77}{78}$ 」に改める。
 $\frac{72}{72}$ を「 $\frac{76}{76}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{78}{78}$ を「 $\frac{79}{79}$ 」に改め、同表2級の欄中

別表第7の2キの表1級の欄中

「 $\frac{45}{46}$ 」を「 $\frac{46}{48}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{47}{47}$ を「 $\frac{50}{50}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{51}{55}$ を「 $\frac{52}{56}$ 」に改め、同表2級の欄中
 $\frac{59}{63}$ を「 $\frac{60}{64}$ 」に改め、同表2級の欄中

別表第7の2クの表1級の欄中

70	71
72	74
74	77
76	80
79	82
82	84

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7及び別表第7の2の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とする。
- この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則14-76

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「空港戦略推進監」を「空港戦略推進監 東京オリッピ

ク連携推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則23-5

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「空港戦略推進監」を「空港戦略推進監 東京オリンピック連携推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第14号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「技術職員」の次に「、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。）」を加え、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する者」を「同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員」に、「常勤職員の」を「同法第3条第3項に規定する特別職に属する職員で常勤職員の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第15号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道警察組織条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第106号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第16号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア(オ)を次のように改める。

(オ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第561号

初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

初心運転者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程

（初心運転者講習実施規程の一部改正）

第1条 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第24条第6項の表大型二輪免許の項」を「別表第4」に改め、「0.650リットル以下」を削る。

別記様式第3号中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長」を「規格は、A列4番横長」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第7号中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長」を「規格は、A列4番横長」に改める。

別記様式第8号から別記様式第12号までの規定中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

（免許取得時講習実施規程の一部改正）

第2条 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第6号中「第24条第6項の表大型二輪免許の項」を「別表第4」に改め、「0.650リットル以下」を削る。

別表第1の2の(1)の事項の表危険を予測した運転の部実技の項中「、コース」を「に関する指導並びにコース」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月20日から施行する。

北海道警察本部告示第562号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月20日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
捜査支援用端末の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
令和元年12月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
2,960,430円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年10月23日付け北海道警察本部告示第474号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察釧路方面本部告示第209号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月20日

北海道警察釧路方面本部長 松 谷 輝 矢

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

デジタルモノクロ複写機及びデジタルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

(ア) 22台（モノクロ）及び1月当たり モノクロ 257,500枚

(イ) 1台（カラー）及び1月当たり モノクロ 2枚、フルカラー 880枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した

者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年12月20日（金）から令和2年1月24日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察釧路方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部4階会計課分室（送付による場合は、郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課）

(2) 入札日時 令和2年2月14日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月13日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察釧路方面本部のホームページ（<http://www.kushirohonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
- (3) 電 話 番 号 0154-25-0110 内線 2232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 22 copying machines (black-and-white) and 1 copying machine (color) included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included.

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 14, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 13, 2020)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters, Kuroganecho 10-5-1, Kushiro, Hokkaido 085-8511 Japan
Phone : 0154-25-0110 Extension 2232
